

能代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に関する 意見公募手続（パブリックコメント）実施要領

1 目的

能代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたり、住民等の意見を反映させる機会を確保するため、意見公募（パブリックコメント）を実施する。

2 募集期間

令和7年3月25日（火）～令和7年4月24日（木）

3 意見を提出できる方

- ①能代市に在住、在勤、在学する方
- ②能代市に事務所または事業所を有する個人や団体
- ③その他利害関係を有する個人や団体

4 公表資料

能代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）
能代市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）概要版

5 資料の閲覧場所等

市ホームページに掲載するほか、能代市役所本庁舎1階市民交流スペース行政情報コーナー、能代市役所二ツ井町庁舎1階市民フロア、南・扇淵・檜山・鶴形・常盤の各地域センター、富根出張所（いずれも土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間）において閲覧に供する。

6 意見提出の方法

所定の意見書用紙（市ホームページからダウンロードまたは閲覧場所に備え付け）に必要事項を記入し、次のいずれかの方法によるものとする。

- | | |
|---------|--|
| ①直接提出 | 提出場所 市役所本庁舎2階 環境衛生課
(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分) |
| ②郵送 | 〒016-8501 能代市上町1番3号 能代市役所 環境衛生課 |
| ③ファクシミリ | 0185-89-1769 |
| ④電子メール | アドレス (kankyo@city.noshiro.lg.jp) |
- ※ 注意事項
- ・電話や口頭での受付は行わない。
 - ・意見書提出の際は必ず住所、氏名、電話番号を明記のこと。

7 意見の取扱い

- ・提出された意見は、内容を整理の上でこれに対する市の考え方とともに市ホームページ上で一定の期間公表する。
- ・住所、氏名、年齢、性別、電話番号は公表しない。
- ・提出された意見に対する個別の回答は行わない。